明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二一六）　二
〔省令〕
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三一）　三
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境四）　四
〔告示〕
○道路交通法の規定による全国交通安全活動推進センターとして指定した法人の代表者の氏名等の変更の件（国家公安委四三）　四
○日本国に帰化を許可する件（法務一五五）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同一五六）　五
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を変更する件（厚生労働二九〇）　六
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件（同二九一）　六
○船員となろうとするものに関して、国土交通大臣が定める就職促進手当等の算定方法を定める件（国土交通一〇六三～一〇六六）　七
○船員となろうとするものに関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（同一〇六七～一〇七〇）　七
〔国会事項〕
第三十六回管理栄養士国家試験の施行（厚生労働省）　九
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一〇
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　一〇
〔官庁報告〕
国家試験　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁
行政手続法第十五条第三項の規定関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
令和二年度内閣共済組合の決算関係　二五
会社その他　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二一六号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、令和三年八月一日から施行することとした。